

三 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

第七十一条の見出しを「（許可等についての意見等）」に改め、同条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第三十一条第一項、第三十三条」を削り、「処分をし、又は第六十二条の二第二項の規定により条件を付する」を「許可をし、又は第三十一条第一項の規定による認可をする」に、「〔処分等〕」を「〔許可等〕」に、「同意を得なければ」を「意見を聴かなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 文部科学大臣及び経済産業大臣
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 文部科学大臣及び国土交通大臣
- 三 前二号に規定する原子炉以外の原子炉に係る許可等をする場合 文部科学大臣

第七十一条第六項中「文部科学大臣、経済産業大臣若しくは」を「原子力規制委員会、文部科学大臣若しくは」に、「おける文部科学大臣」を「おける原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「協議」を「意見」に、「（第三条第一項の指定の申請者を含む。）」、「当該加工事業者（第十三条第一項の許可の申請者を含む。）」、「当該使用済燃料貯蔵事業者（第四十三条の四第一

項の許可の申請者を含む。）、当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）又は当該廃棄事業者（第五十一条の二第一項）を「加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項）に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項及び第六十四条第三項の規定による処分にあつては、原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

第七十一条第四項中「経済産業大臣は、第三条第一項」を「原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし」に改め、「第八条第一項、第十条」、「第十八条第一項、第二十条」、「第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項」、「第四十六条の五第一項、第四十六条の七」及び「第五十一条の十二第一項、第五十一条の十四若しくは」を削り、「の

規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条の二第二項の規定により条件を付する」を「第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定による認可をする」に、「に協議しなければ」を「の意見を聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の同意」を「前二項の意見」に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項）を」「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項）に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の」を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項若しくは第五十一条の十九第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

第七十二条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「又は第五十七条の二第一項」を「、第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）」に改め、同条第二項中「第二十二条の六第二項」の下に「、第四十三条の二第二項」を加え、「及び第五十一条の二十三第二項」を「、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項」に改め、「第二十二条の七第一項」の下に「、第三十五条第二項、第四十三条の三第一項」を加え、「若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に関し経済産業大臣に、第五十七条第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五

項若しくは第五十七条の三第一項の規定の運用に関し文部科学大臣に、第三十五条第二項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五項若しくは第四十三条の三第一項の規定の運用に関し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項の規定の運用に関し同条第一項に規定する主務大臣に、それぞれ」を「第五十一条の二十四第一項、第五十七条第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第二項又は第六十四条の三第五項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に」に改め、同条第五項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「若しくは第四十四条第一項」を「第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項」に、「若しくは第四十六条の七」を「第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項」に、「若しくは第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項」に改め、「第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第六十四条の三第七項」を加える。

第七十二条の二中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二条の二の二中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二条の三及び第七十二条の四を削る。

第七十三条中「又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定による検査」及び「又は実用船用原子炉」を削る。

第七十四条の二中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十八条第四号中「又は第五十六条の三第六項」を「第五十六条の三第六項又は第六十四条の三第八項」に改め、同条第二十七号の次に次の三号を加える。

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反した者

第八十一条第一号中「第二十三条第一項第三号又は第五号に掲げる」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の」に改め、同条第二号中「第二十六号の二（試験

研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。」の下に「第二十七号の二から第二十七号の四まで」を加える。

第十六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六章の二中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第六十一条の九及び第六十一条の二十一中「一」を「いずれかに」に改める。

第六十七条第一項中「文部科学大臣」を削り、「核原料物質使用者については原子力規制委員会、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については文部科学大臣」を「核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については原子力規制委員会」に改め、同条第五項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十八条第一項中「文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改め、同条第四項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、

同条第十二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「(第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う原子力規制委員会の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。)」を削り、同条第十三項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十五項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第十六項から第十八項までの規定中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十九条第一項中「又は文部科学大臣」を削る。

第七十条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十一条第一項各号を次のように改める。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科

学大臣

第七十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「文部科学大臣若しくは」を「若しくは」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十四条の二を削る。

第十七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

〔第四

目次中「第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三の四）」を 第

第

章 原子炉の設置、運転等に関する規制

一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三の四） に、

二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第四十三条の三の五―第四十三条の三の三十三）

〔第五章の三

「第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の八）」を
第五章の四

核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の八）

に改める。

原子力事業者等の責務（第五十七条の九）

」

第一条中「これら」を「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉」に改める。

第二条中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製錬施設、第十三条第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄

物理施設及び廃棄物管理施設並びに第五十三条第二号に規定する使用施設等をいう。

第四章（第四十三条の三の二第一項及び第四十三条の三の三を除く。）中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第四章中第二十三条の前に次の節名を付する。

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

第二十三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第五号中「原子炉及びび」を「試験研究用等原子炉及びび」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十三条の二の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第三号中「使用済燃料を含む。以下同じ」を「使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ」

に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十四条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十六条第三項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第二十六条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十八条第三項を削る。

第二十八条の二第一項中「原子炉容器」を「試験研究用等原子炉に係る原子炉容器」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項を削る。

第三十条中「原子炉（」を「試験研究用等原子炉（」に、「定める原子炉」を「定める試験研究用等原子炉」に改め、同条ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十三条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同項第十一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十四条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三十五条第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十六条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十六条の二第一項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第三項及び第四項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十七条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十九条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉」に改め、同条第四項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉」に改め、同条第四項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第四十条の見出しを「（試験研究用等原子炉主任技術者）」に改め、同条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉主任技術者を」を「試験研究用等原子炉主任技術者を」に改め、同条第二項中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改

め、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十三条（見出しを含む。）中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十三条の三の二の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「当該原子炉施設」を「当該試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第四十三条の三の三第一項中「原子炉設置者が」を「試験研究用等原子炉設置者が」に、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉設置者又は」を「試験研究用等原子炉設置者又は」に、「原子炉設置者と」を「試験研究用等原子炉設置者と」に改め、同条第二項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉設置者として」を「試験研究用等原子炉設置者として」に、「原子炉設置者の」を「試験研究用等原子炉設置者の」に改め、同条第三項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同条第四項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研

究用等原子炉設置者等」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉設置者」とを「試験研究用等原子炉設置者」とに改める。

第四十三条の三の四第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、第四章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

(設置の許可)

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会からの許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の二十九第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格条項）

第四十三條の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三條の三の五第一項の許可を与えない。

一 第四十三條の三の二十第二項の規定により第四十三條の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出等)

第四十三條の三の八 第四十三條の三の五第一項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という。)

は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げ

る事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかでない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日か

ら三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。

6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつ

て汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。

(工事の計画の認可)

第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、当該変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。
 - 一 その工事の計画が第四十三条の三の五第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであること。
 - 二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。
 - 三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 4 前項の場合において、第四十三条の三の三十一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。
- 5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画

を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(工事の計画の届出)

第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれかに適

合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認められる相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

6 前三項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前条第三項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

（使用前検査）

第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電

用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

（燃料体検査）

第四十三條の三の十二 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この条及び第七十八條において「燃料体」という。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工について原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その燃料体の設計について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その燃料体が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その加工が前項の認可を受けた設計に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 輸入した燃料体は、原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その燃料体が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とす

る。

6 原子力規制委員会は、第一項及び第四項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

7 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に通知しなければならない。

(溶接安全管理検査)

第四十三条の三の十三 発電用原子炉に係る原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設（以下この項において「原子炉容器等」という。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、その溶接について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その使用の開始前に、当該原子炉容器等について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「溶接事業者検査」という。）におい

ては、その溶接が次条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う発電用原子炉施設を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期（第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、原子力規制委員会規則で定める時期）に、機構が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

5 機構は、第三項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会に通知しなければならない。

6 原子力規制委員会は、前項の規定により通知を受けた第三項の審査の結果に基づき、発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

7 原子力規制委員会は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(発電用原子炉施設の維持)

第四十三条の三の十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

(施設定期検査)

第四十三条の三の十五 特定重要発電用原子炉施設（発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）については、当該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合その他の原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、前項の検査のうち、特定重要発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものについての検査について準用する。

(定期安全管理検査)

第四十三条の三の十六 特定発電用原子炉施設（発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、当該特定発電用原子炉施設について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「定期事業者検査」という。）においては、その特定発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならぬ。

3 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、当該定期事業者検査の際、特定発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条

の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、機構が行う審査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

5 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

6 第四十三条の三の十三第五項から第七項までの規定は、第四項の審査について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第三項」とあるのは、「第四十三条の三の十六第四項」と読み替えるものとする。

(運転計画)

第四十三条の三の十七 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る発電用原子炉の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、この限りでない。

(合併及び分割)

第四十三条の三の十八 発電用原子炉設置者である法人の合併の場合（発電用原子炉設置者である法人と発電用原子炉設置者でない法人が合併する場合において、発電用原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十三条の三の十九 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
(許可の取消し等)

第四十三条の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることが

できる。

- 一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けな
したとき。
- 三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令
に違反したとき。
- 六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。
- 七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。
- 八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反した
とき。
- 九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三条の三の三十一第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十一第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができ期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十二第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は

第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。)を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の保全

二 発電用原子炉の運転